

令和5年鉾田市農業委員会11月定例総会議事録

日 時	令和5年11月24日（金）午後2時00分					
場 所	市役所 2階 大会議室					
出 欠 状 況	番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠
	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出
	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出
	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	出
	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出
	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出
	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出
	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出
	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出
	9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	出
	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出
	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	出
	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
事 務 局	櫻井局長 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長 菅谷主査					
議 長	14番 飯岡政一（会長）					
議事録署名人	19番 大貫 修一 20番 小沼 藤雄					
書 記	海老原局長補佐兼係長					
議 題	<p>議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第 2 号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第 3 号 農地改良協議に対する同意について</p> <p>議案第 4 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について</p> <p>報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について</p>					

	<p>報告第 3 号 農地法第 3 条第 1 項第 1 3 号の規定による農地等の権利移動届出について</p> <p>報告第 4 号 農地法制限除外の届出について</p> <p>報告第 5 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について</p> <p>そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事 務 局 定刻となりましたので、令和 5 年銚田市農業委員会 1 1 月定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会 長 どうも皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。この間 20 日の日に推進委員と農業委員とで県の農業会議所の方に来ていただいて、いろいろ説明を受けながら地図で色分けするようなそういう話があったり、来年の 5 月までに何とか作成をするということなのだけでも、大分皆様もプレッシャーがかかったのではないかなと思います。私も非常にこれ 5 月までで本当に大変だなと思いましたが。かなりの期間はあと 6 か月くらいあるようですけども、6 か月といっても戸数が戸数で、面積が面積だけに非常に大変な重荷になっておると思います。それだけの仕事一本でするわけではないですから、いろいろとそのほか皆さんもいろいろな仕事を持っていながらこれをやりこなすということが非常に大変なことで、相当大変だなと思っております。</p> <p>それと、引き続いて 22 日には家族協定の話がありまして、5 組の方が家族協定を結んだということで、この委員の中でも■■■さんが家族協定を認定されまして、そういう中でこれから銚田市も全国に先駆けてそういう家族協定を一件でも多く増やすということで県内でもトップクラスの家族協定になっておりますので、これからもひとつそういうことで、■■■さんも、失礼いたしました、ごめんなさい。■■■さんと■■■さんがそういうことでいろいろごめんなさいということで、そういうことで 2 人の方が選ばれたということで市長のほうからいろいろねぎらいの言葉が、重い言葉をいただきましたので、農業委員会としてもうれしい限りでございます。</p> <p>そういうことで市の農業の発展のためにはそういうことも欠かせない協定でございますので、これからもやはりだんだんそういう形で家族で頑張るってこの銚田の農業を支え合っていければいいなと思います。</p> <p>それと、先日の新聞を見まして非常にびっくりしたのは、北海道</p>
--	--

	<p>でもサツマイモが取れるようなそういう話が新聞に出ていました。これ北海道はあれだけの広い面積でサツマイモを作られたらば、茨城県サツマイモで全国1位とか2位とかってそこらの話でやっているところに、あの広い面積でサツマイモを作られたらば、やっぱりトップに躍り出るのではないかなと思いますので、非常にこれは楽観的で安心してられないなということで、サツマイモがとはいえ、サツマイモの値段がここ何年となく右肩上がりです。作付面積も非常に多いということで、そういうふうなことにほかの作物の葉物のほうも右肩上がりになればいいのだけれども、なかなかハウレンソウは二、三週間前まではかなりよかったのですが、今になってはハウレンソウの値段も3分の1ということで、非常にハウレンソウを作っている方も小松菜作っている方も困っているのではないかなと思います。そういう中で皆さんいろいろ工夫しながら一つの料金を上げていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。</p> <p>簡単でございますが、以上が挨拶でございます。お願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまの出席委員は23名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会11月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、19番 大貫修一 委員、</p>

	20番 小沼藤雄 委員の両名を指名いたします。
議 長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐をご指名いたします。</p>
議 長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。 9番 長峰克巳 委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>
議 長	<p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>番号1番について、ご説明いたします。 申請件数につきましては1件、地目、畑1筆、面積3,367平方メートルでございます。契約内容は、売買で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 番、 委員の退席を求めます。</p> <p>(番 委員退席 午後2時08分)</p>
議 長	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>

梶間幸一委員	<p>24番、梶間です。■■■さんの案件ですけれども、関係があるということで代わりに行います。</p>
	<p>譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、■■■さんを介しての知人でございます。このたび■■■さんの規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。昨年4月より後継者として農業を始め、今回取得をして春メロン、トマトを増産したいということでございます。問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>■■■さんは何で関係あるのですか。</p>
梶間幸一委員	<p>息子さんです。</p>
菅谷美尚委員	<p>13番の案件ではないですか。</p>
議 長	<p>この受け人の■■■さんというのが■■■さんの息子さんだと。娘婿だそうです。 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。 (質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>■■■番、■■■委員の入場を認めます。 (■■■番 ■■■委員入場 午後2時10分)</p>
議 長	<p>それでは、番号2番から番号15番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>番号2番から番号15番まで、ご説明いたします。 申請件数につきましては14件、地目、田4筆、畑27筆、計31筆。面積は7万394平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買11件、普通贈与3件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議長 永井俊齋委員</p>	<p>番号2番について地元委員の説明を求めます。 申請番号2番についてご説明します。 譲渡人、■■■■さんと譲受人、■■■■さんは、不動産会社を介しての知人の間柄でございます。このたび■■■■さんの新規就農のため宅地住宅と接続する農地を併せて円満に譲り受けたものであります。現在は前所有者の知人がサツマイモ等を耕作しています。新規就農する■■■■さん夫妻は、田舎暮らしに憧れて農地を譲り受け、知人の協力を得ながらサツマイモを中心にハウレンソウなどを栽培する予定であります。所有する機械は、耕運機をはじめ管理機等を整備しております。 以上のことから、譲受人は農地を取得し耕作を行うと認められます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長 山口正重委員</p>	<p>続きまして、番号3番、番号4番について地元委員の説明を求めます。 16番、山口です。まず先に、申請番号3番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび譲受人の希望により売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんはライスセンターなどを経営しており、このたび経営規模の拡大のため、申請地を取得したいということでございます。何の問題もないと思われまますので、よろしく審議のほどお願いいたします。 続いて、申請番号4番について説明いたします。先ほどと同じ譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さん、■■■■さんは兄弟です。知人の間柄でございます。このたび譲受人の希望により売買契約が同じく円満にまとまったということでございます。■■■■さんは</p>

<p>議 長</p>	<p>3番と同じことで経営規模拡大のため、申請地を取得したいということでございます。何ら問題もない案件かと思っておりますので、よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>海老原康廣委員</p>	<p>続きます、番号5番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、海老原です。番号5番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さん、譲渡人、■■■■、農地中間管理機構の特例事業に関連し、■■■■さんの経営規模拡大とのことで円満に売買契約がまとまったということでございます。■■■さんはイチゴなどを中心とした農家であり、後継者も熱心に取り組んでおります。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きます、番号6番、番号7番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>19番、大貫です。6番と7番、これ一緒に続けていいですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>それでは、6番と7番について説明したいと思います。 この譲受人2人は■■■■さんの息子たちです。譲受人、■■■さん、こっちは長男です。■■■さんが次男です。■■■■さんの話をそのまま言いますと、自分の体が大分弱ってきたので、施設に入る前に今のうちに息子たちに農地を贈与したいとのことでした。まだ今は元気なのですけれども、息子たちも家の仕事を手伝っているようです。そして、取得後も耕作の事業を行うと認められますので、この案件は何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議いただきたい。</p>
<p>議 長</p> <p>箕輪美代子委員</p>	<p>続きます、番号8番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>23番、箕輪です。8番について説明いたします。 譲受人、■■■■、■■■、■■■■と譲渡人、■■■■■■との売買であります。譲受人の■■■さんは、葉物を中心とした大規模農家でありまして、経営規模の拡大のために申請地を取得したいということでありまして。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、その他要件等においても支障がないと考えられますので、よろしくご</p>

<p>議 長</p>	<p>審議のほどお願いいたします。</p>
<p>永井司委員</p>	<p>続きまして、番号9番、番号10番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>5番、永井です。9番、10番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さん、■■■さんは親子の関係でありまして、今回■■■さんに売買という形で自分たちの名義の土地を譲り受けたいということでございますので、よろしく審議お願いしたいと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号11番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>小沼正委員</p>	<p>11番、小沼です。申請番号11番について報告いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■さんが90歳と高齢のため、農地を管理できないということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは野菜、水稲などを中心とした農家です。経営面積も286アールでございます。新たに栗を作付していくため申請地を取得したいということでございます。現在栗の木が植えてありますが、古い木が多いので、新しい苗木を植えていくということでございます。つきましては、農地法第3条2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号12番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>窪伸衛委員</p>	<p>15番、窪です。12番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは知人の間柄です。このたび■■■さんの経営規模拡大ということで譲与契約が円満にまとまったということです。■■■さんは農業兼行政書士であり、経営面積も1万4,000平方メートルほどあります。サツマイモを増産するため申請地を取得したいということでございます。何ら問題はない案件と思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号13番から番号15番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番、井川です。申請番号13番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■の間で売買の契約が円満にまとまったということであります。■■■さん</p>

	<p>は、娘さんと外国人労働者と■■■さんの奥さんの労働力で蔬菜専門の農家であります。何ら問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>続きまして、14番についてご説明いたします。譲渡人、■■■さんは弟さんが箕輪で農家をやっている状態で、弟さんが死亡いたしまして、■■■さんが土地を相続したということでもあります。そして、以前からこの農地を作付していた譲受人、■■■さんと円満に売買の契約がまとまったということでもあります。■■■さんは、先ほども言いましたように、蔬菜専門の農家であります。問題ない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>15番、同じく■■■さんの相続の土地のです。■■■さんが同じく土地を耕作していました。そして、円満に売買契約がまとまったということでもあります。■■■さんは、お母さんと外国人労働者、蔬菜中心の大変大規模な農家であります。将来的にも問題ないと思われるので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号2番から番号15番について質疑に入ります。質疑を許します。はい、どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>19番、大貫です。■■■の■■■さんとか■■■さんとかは農業を一生懸命やっているけれども、■■■の■■■さんは行政書士で農業をやっていないですよ、はっきり言うと。これ今農地は誰が作っているのですか。農地を誰が、例えば■■■さんだったらそこを借りて作ってそのまま買ってということで購入しようということなら分かるのですけれども、この■■■さんが買おうとしている土地は、今まで誰が作っていたのでしょうか。■■■さんは少なくとも作っていないと思いますけれども。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局。</p> <p>農地系の鬼澤です。現地のほうを事務局でも確認しているのですが、現在作られていない田んぼなのです。なので、そちらについてはきれいにして、かなり大きい土地なのですけれども、現状は草が生えておりまして、特に作付されていない農地になっております。それでこれから作るということで■■■さんのほうで取得するお話になっています。</p> <p>以上です。</p>

大貫修一委員	<p>■■■さんについて誰かに作ってもらうようにお願いしたらどうですか。これ優良な土地なのでしょう。</p>
事務局	<p>農地自体は広がりがある水田地帯の一角、いこいの村の付近の県道大洗友部線というのがあって、そこに広がっている田んぼです。結構作られていない方がたくさんいる場所の水田で、多分今の時点であそこを借りて作りたいという方はあまりいないのではないかなということで、■■■さんは取得してというのはまとまるというふうに伺っています。■■■さん自体がもうこちらにいらっしゃる方ではないので、土地を手放したいというのとマッチングして売買がまとまったというふうに伺っております。</p> <p>以上です。</p>
大貫修一委員	<p>分かりました。どうもありがとうございました。</p>
議長	<p>どうでしょうか、そのほか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、質疑がないようなので、質疑なしと認めます。これより採決のほうをいたします。</p> <p>番号2番から番号15番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。番号2番から番号15番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
	<p>(議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>

議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	<p>番号1番, 権利, 使用貸借。申請地, [REDACTED]。地目, 畑, 面積5, 538平方メートル。使用借人, [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED], [REDACTED]。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 土採取事業地5, 538平方メートル。事由, 申請地で土採取事業を行うため一時転用をしたい。また, 平成18年度から申請地で土採取事業を行っておりましたが, 期間満了から再申請をしていなかったため, 併せて是正をしたい。許可の日から1年5か月間の一時転用となっております。なお, この案件につきましては, 既に使用されているため, 始末書が添付されております。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	それでは, 現況調査員の調査報告を求めます。
窪伸衛委員	<p>15番, 窪です。1番についてご報告いたします。</p> <p>場所については, 地図1ページの左側の位置になります。詳細については, 地元委員さん, よろしくお願ひします。</p> <p>申請地の農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, ご報告いたします。</p>
議 長	それでは, 地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	<p>4番, 菅谷です。1番についてご説明いたします。</p> <p>まずは, 現地調査員の皆様, 大変ご苦労さまでした。場所は, 地図1ページ左側です。県道18号線, 北浦湖畔駅高架橋を銚田市内に向かい, 約400メートルの地点を右折して600メートルほど進んだ地点を左に曲がったところにある土地です。土採取事業を期間満了に終わらなかったため, 再申請するとのことでした。申請が遅れてしまったため, 始末書添付となっております。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
	(質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。

	<p>これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可相当と認めることで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得た上で許可することに決定いたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号2番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]。地目、畑、面積121平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、仮設事務所・仮設トイレ、27平方メートル。事由、申請地にごみ処理施設搬入路整備工事のため仮設事務所及び仮設トイレを整備したい。許可の日から5か月間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長 窪伸衛委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>15番、窪です。2番についてご報告いたします。 場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細については、地元委員さん、よろしく願います。 申請地の農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の実効性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
議 長 梶間幸一委員	<p>それでは、地元委員の説明を求めます。</p> <p>24番、梶間です。2番についてご説明いたします。 現況調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、1ページの右側を御覧ください。国道51号線、大洗研究開発センターの反対側になります。[REDACTED]さんと[REDACTED]さんは知人の間柄です。このたび搬入道路の整備のために仮設事務所と仮設トイレを設置するための契約が円満にまとまったということでございます。よ</p>

<p>議 長</p>	<p>ろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号3番、権利、使用貸借。申請地、[REDACTED]。地目、田、面積270平方メートル。使用借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。同じく[REDACTED]。地目、田、面積279平方メートル。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。同じく[REDACTED]。地目、田、面積1,260平方メートル。使用貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。計3筆、1,809平方メートル。転用施設、仮設道路、仮設ヤード1,809平方メートル。事由、市発注の排水整備工事に使用する仮設道路及び仮設ヤードとして、申請地を借り受けて一時的に利用したい。許可の日から5か月間の一時転用となっております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>齊藤新一委員</p>	<p>それでは、現地調査員の調査報告を求めます。</p> <p>13番、齊藤です。申請番号3番について報告いたします。 去る11月15日、12番、永井委員、13番、齊藤、15番、窪委員と事務局で現地調査を行いました。場所については、地図2ページの左側になります。詳細につきましては、地元委員さん、お願いいたします。</p> <p>申請地は集団的に存在する水田の一部であり、農地区分は第1種</p>

<p>議 長</p>	<p>農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>3番、宇佐見です。3番について説明します。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図2ページ左側となります。県道110号線、徳宿の大戸入口を入り、約1.8キロ先、細い道ですが、右側になります。この付近は銚田市発注の排水整備工事に係る案件で、[]が受注したものです。排水整備を行う際の仮設道路及び仮設資材置場としての一時的に借り受け、利用するとのこと。問題ない案件かと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。</p> <p>番号4番、権利、使用貸借。申請地、[]。 地目、田、面積29平方メートル。使用借人、[]、[]、[]、[]。使用貸人、[]、[]、[]。同じく[]。地目、田、面積75平方メートル。使用貸人、[]、[]。同じく[]。地目、田、面積56平方メートル。使用貸人、[]、[]。同じく[]。地目、田、面積81平方メートル。使用貸人、[]、[]。同じく[]。地目、田、</p>

	<p>面積1, 150平方メートル。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。同じく [REDACTED]。地目, 田, 面積56平方メートル。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。同じく [REDACTED]。地目, 田, 面積73平方メートル。使用貸人, [REDACTED], [REDACTED]。転用施設, 仮設道路, 資材置場1, 520平方メートル。事由, 市発注の排水整備工事に使用する仮設道路及び資材置場として, 申請地を借り受けて一時的に利用したい。許可の日から5か月間の一時転用となっております。詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは, 現地調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>齊藤新一委員</p>	<p>13番, 齊藤です。申請番号4番について報告いたします。場所については, 地図2ページの右側の位置になります。詳細につきましては, 地元委員さん, お願いします。申請地は集団的に存在する水田の一部であり, 農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積等, いずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断しましたので, 報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>宇佐見達夫委員</p>	<p>3番, 宇佐見です。4番について説明します。場所は, 地図2ページ右側となります。先ほどと同じ案件の場所となりますので, よろしくお願いします。こちらの案件も銚田市発注の排水整備工事に関する案件で, こちら [REDACTED] が受注したものです。排水整備の仮設道路及び仮設資材置場としての一時の借り受けですので, よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これより採決をいたします。番号4番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地改良協議に対する同意について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第3号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、畑、600平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。事由、高低差解消。期間は令和6年3月31日までとなっております。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>永井俊齋委員</p>	<p>12番、永井です。申請番号1番についてご報告いたします。場所については、地図3ページの左側の位置です。詳細につきましては、地元委員さん、お願いします。</p> <p>申請地は、道路との高低差もある農地を解消するための行為であります。農地改良制度の要点から判断して、改良の目的、位置環境、実現性等、いずれも適と認め、3人の総合意見として同意可と判断しましたので、ご報告いたします。</p> <p>なお、この案件は既に一部に客土がなされており、始末書が添付されております。</p>
<p>議 長</p> <p>草野克信委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>7番、草野です。1番について説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。報告どおりでございます。申請地は地図3ページの左側です。県道茨城鹿島線を北上して、</p>

<p>関根薫委員</p>	<p>17番, 関根です。現地調査員の方々, 皆様ご苦労さまです。申請地2番についてご報告します。</p> <p>場所は地図3ページの右側の中央にあります。申請人は銚田市滝浜19番地1, 石崎伸一さん。場所については, 諏訪小学校の交差点より安房地内に向かって老人ホーム藤の家から500メートルくらい行ったところの右側の辺りになります。場所は■■■■■, 畑, 10平方を湿田解消ということで土の搬入を■■■■■さんから執り行うということになっています。いずれにしろトラクターが再度何回も埋まってしまうその解消でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは, 番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。はい, どうぞ。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>10平方とはどのくらいの面積ですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局で。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>すみません。この申請人の■■■■■さんから確認して, 2メートル, 5メートルで10平方ですね。これ小さいです。単位で湿田の状態になっている場所にトラクターが埋まってしまったことが何度もあるそうで, そこを解消するためにダンプ1台分だけ入れるのですが, 今回申請を出したということです。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>さすが農業委員会の事務局をやっていた■■■■■ですね。大したものです。</p>
<p>議 長</p>	<p>どうぞ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>すみません。私のほうから1点訂正をお願いしたいのですが, 議案第3号の今の案件なのですが, 地目のほうが畑になっておりますので, 地目を田んぼ, 水田に訂正をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それでは, 質疑のほうはいかがなものでしょうか。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>すみません。しつこいようですけれども, 3条のほうで質問するのですけれども, 整理番号12番の■■■■■さん, この方は農業をやっているのですか。農業機械はあるのですか。私の友達に農地を求めるのはいいのだけれども, 5反歩ないと駄目だよというのが大丈</p>

議	<p>夫になったのだよと。その代わり農業機械を有しないと駄目だよという説明をした過程があるのですけれども、この■■■さんは結構農地はあるのですけれども、農業機械は何かあるのですかねと思って質問したのですけれども。</p> <p>長 それ今大貫委員から質疑のあった案件なのでございますが、今これ農地改良の同意のほうに進んでおりますので、その他の項のほうに回してもらっていかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	<p>長 取りあえず農地改良協議に対する同意についての番号2番についての質疑のほうを進めたいと思いますので、どうですか。2番についての質疑のほうは、そのほか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議	<p>長 それでは、質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を協議どおり同意することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	<p>長 異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定いたします。</p> <p>(議案第4号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について)</p>
議	<p>長 続きます、議案第4号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。</p>
議	<p>長 番号1番から番号4番を一括して上程いたします。事務局に説明させます。</p>

事務局	<p>番号1番, 土地の表示, [REDACTED], 畑, 5, 723平方メートル。願出人, [REDACTED], [REDACTED]。続きまして, 番号2番, 土地の表示については, 番号1番と同一でございます。願出人, [REDACTED], [REDACTED]。続きまして, 番号3番, 土地の表示については, 番号1番, 番号2番と同一でございます。願出人, [REDACTED], [REDACTED]。続きまして, 番号4番, 土地の表示については, 番号1番, 2番, 3番と同一でございます。願出人, [REDACTED], [REDACTED]。こちらは公売になりまして, 入札期日, 令和5年11月28日, 開札期日, 令和5年11月28日となっております。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは, 番号1番について地元委員の説明を求めます。</p>
山口正重委員	<p>16番, 山口です。申請番号1番について説明いたします。譲受人, [REDACTED]さんは, このたび譲渡人, [REDACTED]さんほか3名の公売に参加するために証明書を申請したそうです。何の問題もない案件なので, よろしく審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>続きまして, 番号2番, 番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>
井川栄委員	<p>22番, 井川です。[REDACTED]さんは, 議案書にありますように, 経営面積9万4,000ヘクタールでございます。何ら問題ない案件と思われまので, よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 3番の[REDACTED]さんは, サツマイモ中心の農家でありまして, 経営面積も3万7,000, 約ですね, ありますので, 何ら問題ない案件と思われまので, よろしくご審議のほどお願い申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして, 番号4番について地元委員の説明を求めます。</p>
梶間幸一委員	<p>24番, 梶間です。4番についてご説明いたします。申請人, [REDACTED]さんは[REDACTED]保育園兼農業をしております。今回, 公売参加の申請です。取得した場合は, 体験学習をさせたいということでございます。よろしく審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは, 番号1番から番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番から番号4番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、番号1番から番号4番について申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することといたします。</p> <p>(議案第5号 農用地利用集積計画の決定について)</p>
議 長	<p>続きます、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>申請件数につきましては、26件、合計で46筆、面積9万2,042平方メートルです。利用権の種類でございますが、賃貸借36筆、使用貸借10筆となっております。内訳につきましては、新規26筆、再設定18筆、集積一括2筆となっております。 以上でございます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第5号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。</p>

		(異議なしの声あり)
議 長		異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
		(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議 長		続きます、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		1件の届出がございました。2筆で合計面積は1,955平方メートル。全て合意解約となっております。 以上でございます。
		(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議 長		続きます、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		4件の届出がございました。18筆で面積につきましては合計で2万5,130平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
		(報告第3号 農地法第3条第1項第13号の

	<p>規定による農地等の権利移動届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第3号 「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。地目、畑，1筆で、面積1，132平方メートルでございます。添付書類を含め、事業要件を満たしておりますので、令和5年10月23日付会長専決処分により書類を受理いたしました。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第4号 農地法制限除外の届出について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第4号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>1件の届出がございました。番号1番，届出地，XXXXXXXXXX，地目，畑，面積155平方メートル。申請人，XXXXXXXXXX，XXXXXXXXXX。転用目的は農業用倉庫となっております。 以上でございます。</p>
	<p>(報告第5号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)</p>
議 長	<p>続きまして、報告第5号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>

事務局	<p>法務局より1件の照会がございました。番号1番, 1筆で, 地目, 畑から雑種地への変更。現況地目を確認し, 非農地であったことから, 令和5年11月9日付けで会長専決処分により回答いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>以上で, 議案の審議及び報告を終わります。</p>
議長	<p>続きまして, その他について何かありましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>その他について, その前に私から。先ほどの大貫委員のお話の内容なのですが, ■■■さんの3条について質疑がありましたけれども, 一度決定した案件については, 再度審議することはできないという規定があるところでございます。それと■■■さんは, 今回ばかりでなく, 何回か前にも購入したケースがあるそうなので, それでひとつ納得していただくようなそういう形によろしいかと思いますが, どうでしょうか。お願いします。</p> <p>そのほかについて何かありましたらば。はい, どうぞ。</p>
事務局	<p>すみません。事務局のほうからで, このカラーの緑っぽい資料があったかと思えますけれども, そちらを御覧ください。</p> <p>こちらの資料のほうを基に, 先月の総会終了後, 会長と代理と農政農地部長・副部長で役員会のほうを開催させていただき, 議論のほうをさせていただきました。こちらのほうは農地中間管理事業が現在農業振興課で行っているものなのですが, 農業委員会への事務移管をしたいということでお話があったことで, 役員会ということで協議をさせていただきました。そのため, 予定では, 来年の4月から農業委員会で農地中間管理事業の事務を行うことになる予定となっております。農地の貸し借りについては, 利用権のほうは令和7年4月から設定ができなくなるということもありまして, 貸し借りについては農地法の3条の貸借か中間管理事業での貸借しかできなくなるため, 今後の住民の利便性, そういったものを考えて1か所で行うことがよいのではないかとということで農業振興課との協議も踏まえた中で, 先月の役員会でお話をさせていただき, そういった中で適正な人員配置などお願いをさせていただきました。そのため, 来年からは貸し借りが全て農業委員会で事務を行うこととなりますので, 資料のほうはその関連の内容となっておりますの</p>

	<p>で、参考に後で読んでいただければと思います。</p> <p>あと、続きまして、11月20日に開催いたしました合同会議、そちらに欠席された委員さんには通知のほうを置いてあります。そちらのほうのなのですけれども、12月5日の午後2時に欠席者の説明会を開催いたします。欠席した推進委員さんにも通知は出しますので、必ず出席をお願いします。こちら全委員さんに説明しないと、意向に関する調査など進められないため、万が一急用などで都合がつかなくなった場合は、個別に対応いたしますので、よろしくをお願いします。また、全委員に説明のほうを行いましたら、訪問等の調査を行えるように準備のほうをしたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>あと、欠席された方のところに来年の農業委員手帳のほうを置いてありますので、来年から使っていただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>そのほか何かその他についてありましたら。</p>
事 務 局	<p>この後6時から忘年会のほうがありますので、お金のほうは帰りに私のほうで回収させていただきたいと思っておりますので、お金のほうをよろしくをお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>そのほかどうでしょうか。何かありましたら。はい、どうぞ。</p>
大貫修一委員	<p>旅行のアンケートを取ったようですが、あれどうなったのですか。来年の旅行のアンケートを取った。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>アンケートのほうは集計をさせてもらっているのですが、今後農業委員の旅行委員の役員会を開いて、そちらのほうで進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。一応ちなみにアンケートの結果が多かったのは、北陸方面ということで決まっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>そのほかなければ、ちょっと私のほうから。どうぞ。23番、箕輪さん、お願いします。</p>
箕輪美代子委員	<p>すみません。先日行われた合同会議で各農家に出す資料ありましたよね。設問が15問ぐらいあります。あの資料というのはいつ頃</p>

<p>議 長</p>	<p>早くできるのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>事務局，どうぞ。</p> <p>今準備をしているところなのですが，時間もあまりないので，12月中には全地区では導入はちょっとできないので，順次できたところから始めていこうと考えております。今先ほどご説明あったとおり，欠席してしまって説明できていない推進委員さん，農業委員さんがあるので，そちらの研修会等が終わった後ぐらいにはもうすぐ始めたいと考えていますので，皆様ご協力をお願いできればと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>ということなので。</p> <p>どうでしょうか。その他，なければちょっと私のほうから一言皆さんにご相談なのですが，先ほど事務局のほうから人事配置，ヒアリングを伴う中間管理事業の事務移管について，農業委員会で効率化を図る一番最後に窓口の一元化，事務効率化をお金をかけて実施すること，確かにこれは市民の方にとってもいいことだと思います。ただ，問題があるのです。お金はかからないけれども，事務的な負担がかかります。農業委員会は今現在6人います。6人いますけれども，2人は再任用でございます。実質4名でございます。この仕事も回ってきたらほかの仕事もなおさら間に合わなくなる可能性が十分に予見することなので，来年度一応前回も人事をあと1人，2人増えるようお願いしに行ったのですけれども，どこの課も同じで今農業委員会だけにやるわけにいかないのです，お断りしていたのです。だけれども，こういうこともなおさらこれ来たのでは，とてもではないが，仕事もなりません。これ言われたとおりに，先ほど箕輪さんからこういう書類が12月中には届くというけれども，それだけ遅くなる可能性もあるというのが今言ったとおりに人数が非常に足りないということで，苦勞して仕事をやっております。その結果，この仕事が増えるということは，住民にとってはいいことだけれども，事務局にとっては相当な負担しますので，これの再度もう一度市長のほうにお願いをして，何とか1人か2人を増やしてもらおうようなそういう形を取っていきたいと思っておりますけれども，皆さんよろしいでしょうか，それで。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。それと，あともう一つ，これ皆さんのお手元にあると思いますけれども，法務局の照会の件について，A4の紙1枚ありますけれども，これも私農業委員になって皆さんの今</p>

	<p>まで農業委員をやっていて不思議だなと思った人があると思います。これはなぜかというのは、1回は大洋の■■■■に太陽光発電を農地にやってしまって、売電して5年もたったところに、法務局から現地確認に農地か農地ではないかということを確認してくれということで、そういうことが。これやったから、この前もまだあったのです、そういうことが。農業委員会が許可をもらってそれで初めて法務局に申請するのに、5年も6年もたってから法務局に申請して、その現場を法務局から現地確認してくれと、今現場が農地か農地でないかというのを、当然農地ではなくなっているわけだから、それはもう順序が逆ではないかということで、法務局に私の会長の名前でいいから強く抗議してくれ、こういう案件が出たら却下してくれと。農業委員会の許可をもらってからやるのが筋だと。何のための農業委員会だか分かりませんと言ったら、それも売電して、それから法務局に申請を出して法務局で現地確認などそんなものこれだけ何でもできるわけだよ。後から申請出せばいいから。農業委員会の中で法務局だ、こういうことでは駄目だということで、事務局でもこれ行方市と近隣の市町村のところの聞き取ってもらっても一応調べてもらったのですけれども、やっぱりこういうのはちょっとまずいということで法務局に強く抗議ではないけれども、こういうものの内容の順序が逆だから、こういうことをなるべくしないようにということで、私の名前で結構でございますからということで、一応事務局をお願いして法務局のほうとそのように言ってもらうことにしましたけれども、それでもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(賛成ですとの声あり)</p> <p>議長 順序が逆だと思うのですよね。農地へ、太陽光発電のことだって、5年もたってから法務局に申請するのも、法務局で農業委員会に現地確認というのも順序が逆だからということで、これはまずいということできちんと抗議しましたので、抗議にはなるけれども、意見として。</p> <p>事務局 そういうことで事務局、補足してお願いします。</p> <p>事務局 すみません、補足ということで。こちら書いてあるとおり、行方市、神栖市、鹿嶋市、潮来市のやり方を一応記載させていただいているのですが、会長がおっしゃったとおり、今まで農地の転用の許可をつけていなくてもこの許可の照会したのものについてそのまま非農地で回答というのは、自分の前の担当のときからずっと同じようにやってきたやり方なのですけれども、本来であればおっしゃるとおり、許可書がないものについては……</p>
--	--

<p>事務局</p>	<p>(何事か声あり)</p> <p>すみません。今説明しているのので、私語は慎んでください。</p>
<p>事務局</p>	<p>ほかの市町村では許可書がないものについては、非農地は回答しないのです。農地として回答しているということです。この確認したところ。なので、銚田市だけちょっとそこがきちんと許可書をつけるような指導をしていなかったということがあったので、今後、今までは通してしまった部分があるのですけれども、そこを是正していきたいなということで皆さんと現地調査に行くときにはやっていけよと考えていますので、山林化についてこれはほかの市町村でもまちまちなので、いわゆるその20年以上前から荒れているような、もうかなり高い樹木が立っているところの農地という形で地目が残っているところもあるのですけれども、こちらについては非農地証明の申請をもらった場合とその照会が来た場合で同じように現地調査に農業委員会の3人で行って、山林化しているのを確認するというのをやっているのので、これについては改めて農業委員会で非農地証明をさせなくても、農業委員さんが3人行って20年以上経過しているのが明らかに確認できるのであれば、非農地として回答してもいいのかなというふうに事務局では考えているのですが、どうでしょうか。そういった形でちょっと全てを出させるというのは違うようになってしまうのですけれども、実はこの後総会が終わった後に1件法務局の照会が来ていまして、そちらに農業委員さんに行くことになっていまして、これが山林化している場所なのです。なので、一応少し皆さんのご意見とかあればお話を聞いておきたいなと思ったのですが。</p>
<p>議長</p>	<p>どうでしょうか。大体事務局の説明はそういうふうな形で一応していただきましたけれども、やはり今言ったとおりに農地に関する事は農業委員会が直接書類を提出いただいて、皆さんの審議をもって許可するわけなのだけれども、それが非常に問題のあるようなことがあったものだから、一応私もこういう形で事務局に調べてもらってというふうな考えを持った次第なのですけれども、やはりほかの市町村にもそういう例外的にあるということが調べてもらえば、行方と鹿嶋と神栖と潮来だけがこういうことがあるということだけれども、分からないでやったというのと分かっているながらも法務局には後で届けて法務局から許可が下りるといふ苦労曲がりのような行動をやられたのでは、我々農業委員のメンツがちょっと、メンツというか、農業委員は何でも構わなくなったのではないかなという、そういう懸念を持ったものだから、一応皆様にそうい</p>

<p>海東一委員</p>	<p>うことを知ってもらいたいなということで今提案をしたわけなのですけれども、今後もやっぱり皆さんそういうことがあれば皆さんで話し合いながらいい方向に進めていきたいと思しますので、ひとつその点はよろしく願いいたします。</p> <p>あと、そのほかについて何か皆さんからありましたらば。はい、どうぞ。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>現状例えば畑で後に貸す人はいないと、いずれにしろ植林したりと松とか杉とかで、そういうのが年数的には定まっているのですか。20年。</p> <p>事務局。</p> <p>非農地証明の判断基準が20年以上前から農地ではないことが確認できる客観的な資料を添付することとなっているので、20年以上前の航空写真をつけてもらっているのですけれども、それで山林であれば明らかに確認できる場所については非農地というふうに判断しているのです。なので、そういった案件については非農地として回答していいのかなというふうなところでございます。</p> <p>よろしいですか、すみません。ちょっと今皆さんにお配りしているのですが、この間の20日の研修会のとときの配っていただく農家さんの数について、全ての農家さん、5,000平米以上、1万平米以上、3万平米以上で少なくしていくと、大体3万を超えた辺りでかなり件数が減ってくるのですが、それでも旭南小学区と徳宿地区辺りは100件近く件数があるのです。代表農家さんの。なので、この中からさらに認定農業者であったり、優先順位をつけていくと、もっと件数って多分減ってくるのですけれども、来年の5月までにこれぐらいの件数でいけるかどうかというのが地区によって違うのかなと思っはいるのですけれども、そこについてまた次回その欠席した方の研修会のところでもご意見いただければなと思うのですが、現状絞っていくとこれぐらいの件数を各地区皆さんで回っていただくようなイメージになりますので、参考にさせていただければと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>(何事か声あり)</p>
<p>議 長</p> <p>大貫修一委員</p>	<p>皆さん、今事務局で配ってくれた戸数の面積なのですが、一番右側の最終的にここの件数で3,000平米とし……</p> <p>3,000平米って3町歩以上。</p>

議 長	<p>大体いわゆる3町歩くらい絞っていくと、このくらいだということですがけれども、旭南小学校が一番3桁ですから……</p> <p>(何事か声あり)</p>
平沼要司委員	畑と田んぼ一緒か。
事 務 局	畑と田んぼ合計の面積でこの3町歩以上の農家さん。
平沼要司委員	畑だけ。
事 務 局	<p>畑も田んぼもです。畑と田んぼを合計して3町歩以上の所有もしくは借りている農家さんをこの件数に入れています。ただし、利用権設定をしていない農家さんについては、こちらで把握ができないので、その場合は地権者さんが耕作しているという形で登録されてしまっていますので、それを今回の意向調査で把握したいという目的があります。口約束とかで借りているとか、そういう。</p>
大貫修一委員	もぐりはいいの。
事 務 局	それが耕作者なので、できるだけ申請してもらいたいという。
議 長	<p>そういう形で事務局に頑張ってください、書類を早く作っていただいて一件でも多く調査できればといきたいと思っております。続きまして、その他について皆様から何かありますか。どうでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>では、ないようなので、以上をもちまして議事日程を全て終了いたしました。慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後3時26分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">_____ 議長(会長)</p>

	<p data-bbox="624 309 1316 353"><u>19番委員</u></p> <p data-bbox="624 443 1316 488"><u>20番委員</u></p>
--	---